

2020年5月29日

研究プラットフォーム運用開発部門 (MarE3)
環境保安グループ

航海中の新型コロナウイルス感染に対する MarE3 対応方針(改 2)

航海中の機構各船舶における、新型コロナウイルス感染に対する MarE3 の対応方針を以下の通りとする。本方針は、当該感染症に関する国内外の拡散状況や関係省庁からの情報に基づき適宜見直される。なお、本方針は 2020 年 3 月 9 日付で当グループより発行された「航海中の新型コロナウイルス感染に対する MarE3 対応方針」を改訂したものである。本改訂では、主に保健所（外地では最寄国の検疫所）等（以下「保健所等」という）への相談の目安と、居室待機対象者等が発生した場合の本船の行動についての記述を改訂／追記した。

1. 航海中に行うこと

- 体調管理を心掛け毎日原則朝、体温を測定／記録の上、所属長（研究者の場合は主席研究員／首席研究者）を通じて船長に報告を行う。
- 咳エチケット（原則マスク着用）や手洗いなどの感染症対策を徹底する。
- 階段の手すり、ドアノブ、トイレや共有スペース等多くの人が利用する場所におけるアルコール消毒を行い、消毒液の設置場所をすべての乗船者に周知する。
- 密閉、密集、密接となることを防ぐような施設の利用方法について船長と首席研究者／主席研究員の間で十分に検討する（乗船研究者の立入自粛区域の設定、供食時の座席削減等）。
- 疲労の蓄積につながる恐れがある長時間の時間外労働等を可能な限り回避する。
- 物品・機器類、安全保護具等（例：作業用ヘルメット、ゴーグル、耳栓等）については複数人で共用をできる限り回避する。やむを得ない場合は、アルコール消毒を行う。
- 衛生管理者を含む新型コロナウイルス感染への対応者は使用する安全保護具（使い捨て袖付き医療用エプロンやフェースシールド等）の廃棄を含む管理方法・安全な着脱方法等の正しい用法を事前に習得しておく。

2. 航海中に新型コロナウイルス感染が疑われる人が発生した場合の対応

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱（37.5℃以上）等の強い症状のいずれかがあった場合、発熱（37.5℃未満であっても平熱より高い体温）や咳など比較的軽い風邪の症状がみられた場合、まずは船長判断にて居室待機（1人部屋を確保）とし、船長は陸上に状況を連絡する。また、別途医療無線等を通じて陸側の専門家と相談する。

3. 保健所等への相談について

- 最寄港が日本にある場合、2020年5月8日付で厚生労働省より発出された「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（参考①：以下「相談の目安」という）に従い、少なくとも以下のいずれかに該当する場合は速やかに相談する。寄港後、乗船者への対応は保健所等及び機構本部からの指示に従う。
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱（37.5℃以上）等の強い症状のいずれかがある場合
 - 上記以外で発熱（37.5℃未満であっても平熱より高い体温）や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

（注）なお、相談の目安に記載されている「重症化しやすい方」については、当グループより発出の「新型コロナウイルス等の拡散に伴う MarE3 における船舶乗船／訪船基準(改 4)」により、乗船していない前提である。

- 最寄港が外地にある場合にコロナ感染症が疑われる人が発生した場合、まず医療無線等により対応を確認する。その際に医療機関における対応が必要と判断されたら、最寄国の検疫所または救助調整センター（RCC）に連絡し、指示を受ける。以後、該当検疫所等の指示に従い、必要な措置を実施する。

4. 居室待機者等が発生した場合の本船の行動について

- 本船が日本の港まで4日の航程内にいる場合で、1)息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱(37.5℃以上)等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは2)これ以外で発熱(37.5℃未満であっても平熱より高い体温)や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、のいずれかに該当する場合、保健所等に相談の上、指示に従う。要すれば航海を中断し回航を開始する。
- 本船が日本の港まで4日の航程内にいる場合で、発熱(37.5℃未満であっても平熱より高い体温)や咳など比較的軽い風邪の症状がみられた場合、発症から4日以内に当該港に到着できるように回航準備あるいは回航を開始する。回航開始前までに時間的余裕がある場合、その間は航海を継続することは原則可能である。当該港到着前に症状が消失した場合は、航海を再開できる。待機対象者等は経過観察の上、症状消失から5日間再発がなければMarE3と相談の上、居室待機を解除する。
- コロナ感染症に対応可能な最寄港が外地にある場合、最寄国の検疫所または救助調整センター（RCC）の指示に従って必要に応じて回航を開始する。なお、航路近辺のコロナ感染症に対応可能な港については、出港前に確認しておく。

5. その他注意事項

- 外地での寄港時においては、乗組員を含む全ての乗船者は、感染予防の見地から上陸(外出)を可能な限り控える。やむを得ず上陸する場合は、感染予防策を徹底する。

以上

【参考】

- ① 厚生労働省, 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受信の目安」
URL : <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/documents/200508meyasu.pdf>
2020年5月8日現在
- ② 国土交通省海事局安全政策課, 「感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について」
URL : https://www.sendaikyo.org/data_files/view/9/mode:inline
2020年5月11日現在
- ③ 日本外航客船協会, 「外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
URL : <http://www.jopa.or.jp/document/covid19-guidelines.pdf>
2020年5月14日現在